

官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果

2024

令和7年5月 全国営繕主管課長会議

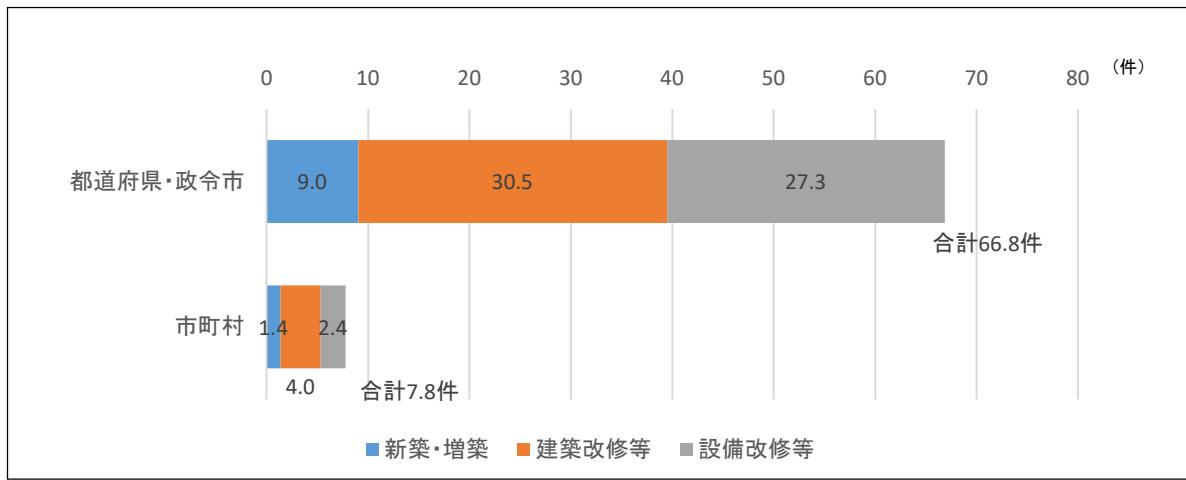
- (1) 調査目的：地方公共団体における設計業務委託に関する運用状況について全国営繕主管課長会議において情報共有を図ることにより、官公庁施設※の設計業務における品質確保に資することを目的とする。
- (2) 調査対象：都道府県(47)、政令市(20)、市町村(605)の計672団体
- (3) 調査期間：令和6年11月8日～令和7年1月24日
- (4) 調査方法：アンケート調査（選択及び記述式）
- (5) 調査内容：令和5年度に発注した建築設計業務の発注状況、新築・増築設計業務の設計者の選定方式、設計意図伝達業務及び工事監理業務の委託状況、設計業務委託料の算定方法 等

※住宅用途を除く建築物を対象とする。

1. 設計業務の平均発注件数

●令和5年度に発注した設計業務の件数

○1団体あたりの設計業務の平均発注件数は、都道府県・政令市で新築・増築が9.0件、建築改修等が30.5件、設備改修等が27.3件の計66.8件、市町村で新築・増築が1.4件、建築改修等が4.0件、設備改修等が2.4件の計7.8件



設計業務の平均発注件数（令和5年度）

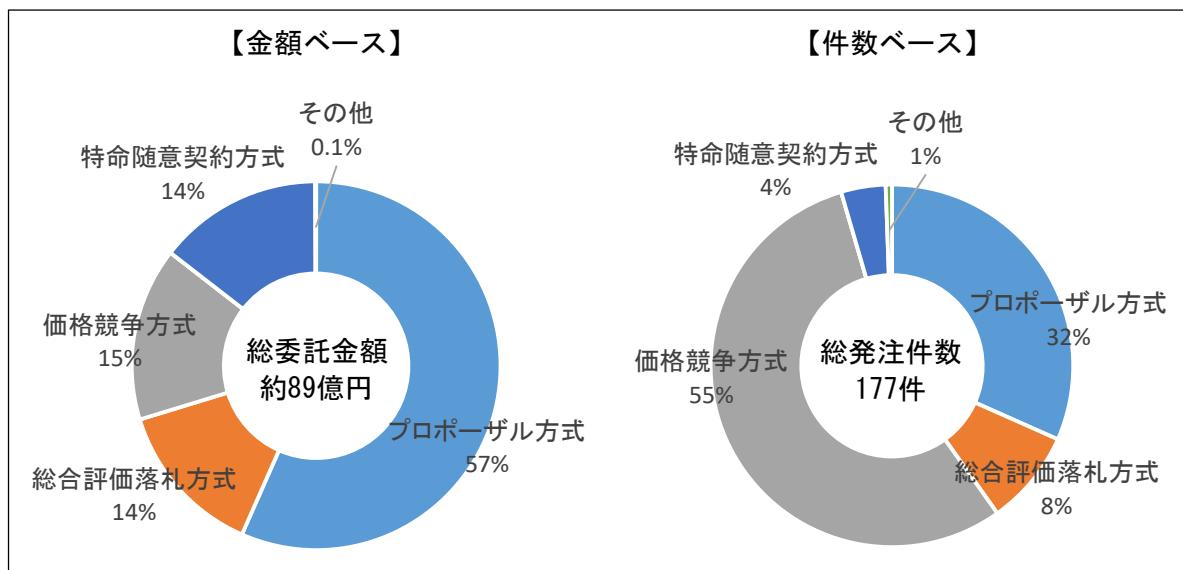
団体種別	新築・増築	建築改修等	設備改修等
都道府県・政令市	605	2,042	1,832
市町村	835	2,390	1,478

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(605)

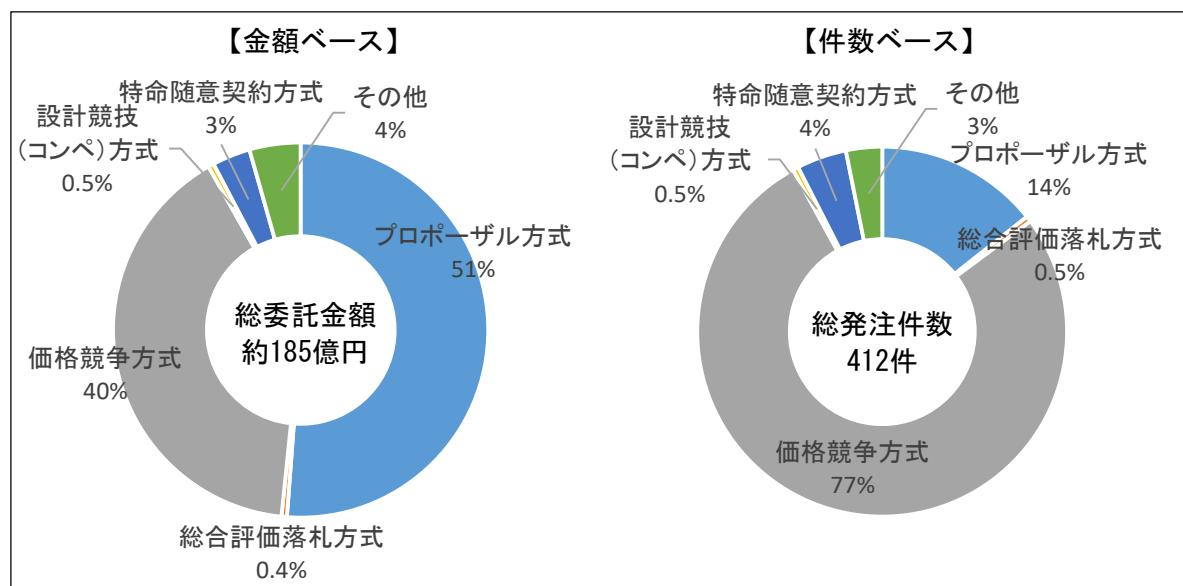
2. 新築・増築設計業務の設計者選定方式

●新築・増築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

○令和5年度の新築・増築設計業務(基本設計を含むものに限る。以下同様。)において採用している設計者選定方式は、金額ベースで5割以上がプロポーザル方式。



設計者選定方式の割合【都道府県・政令市】（令和5年度）

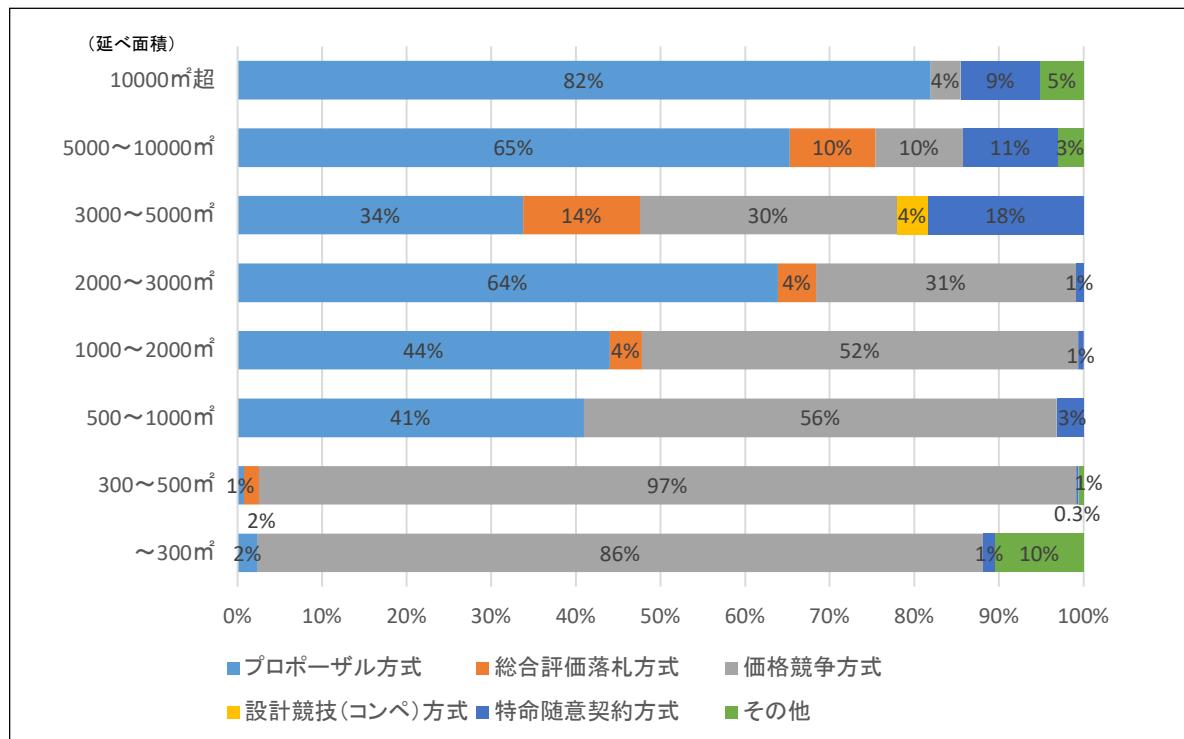


設計者選定方式の割合【市町村】（令和5年度）

団体種別	プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式	設計競技(コンペ)方式	特命随意契約方式	その他	合計
金額 (百万円)	都道府県・政令市 5,018	1,215	1,349	0	1,278	7	8,866
	市町村 9,452	83	7,422	91	604	814	18,467
件数 (件)	都道府県・政令市 56	15	98	0	7	1	177
	市町村 59	2	318	2	18	13	412

●建物規模別 新築・増築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

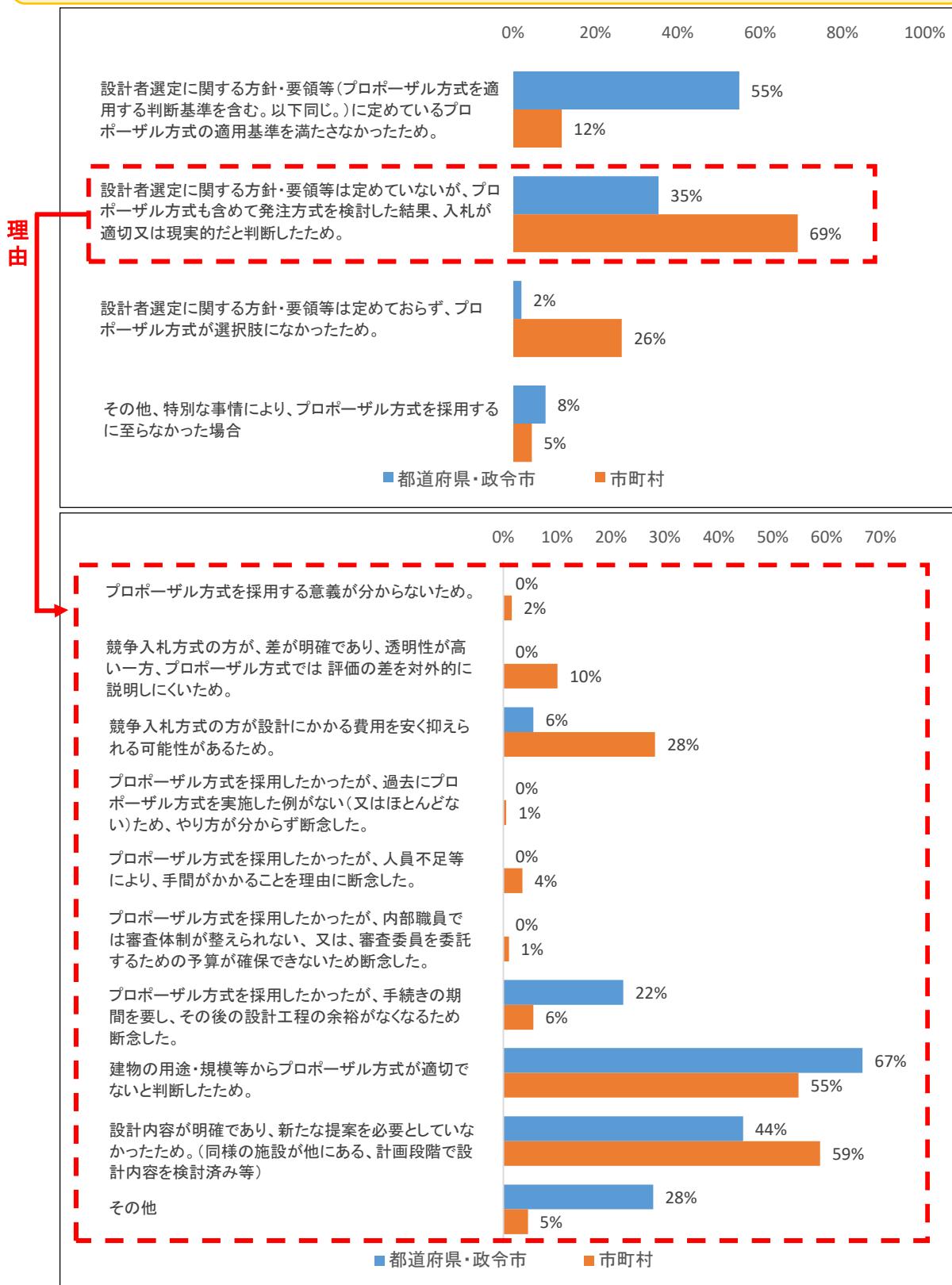
○新築・増築設計業務で採用している設計者選定方式の割合（金額ベース）を建物規模別にみると、建物の延べ面積が大きいほど、プロポーザル方式の採用割合が高い傾向にある。



建物規模別 新築設計業務の設計者選定方式の割合【金額ベース】（令和5年度）
(都道府県・政令市、市町村合計)

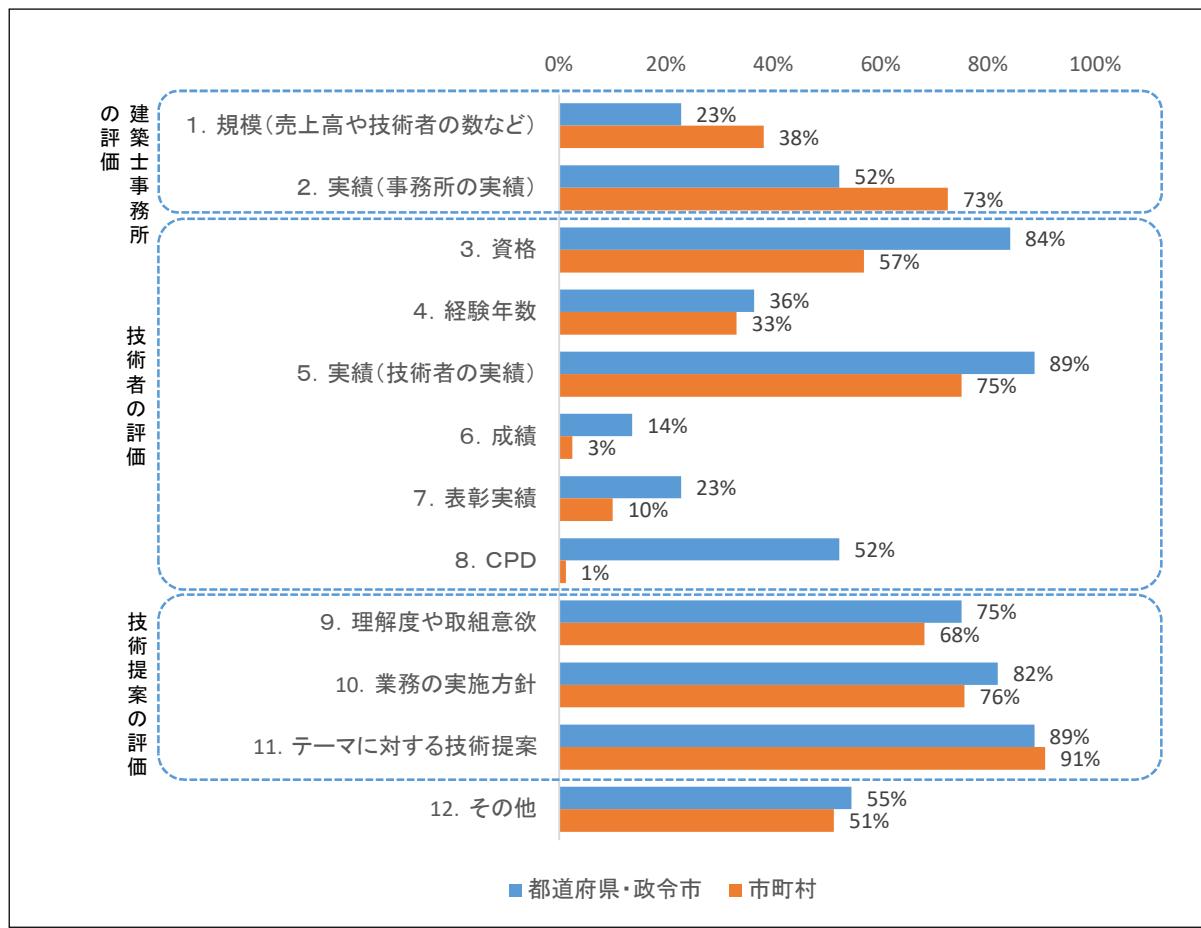
3. 新築・増築設計業務においてプロポーザル方式を採用しなかった理由

- 「総合評価落札方式」または「価格競争方式」で発注した新築・増築設計業務において、プロポーザル方式を採用しなかった理由については、都道府県・政令市では、「プロポーザル方式の適用基準を満たさなかったため。」との理由が多い。市町村では「設計者選定に関する方針・要領等は定めていないが、プロポーザル方式も含めて発注方式を検討した結果、入札が適切又は現実的だと判断したため。」との理由が多い。



4. プロポーザル方式における評価項目

○都道府県・政令市、市町村ともに技術提案に係る項目（「理解度や取組意欲」、「業務の実施方針」及び「テーマに係る技術提案」）を評価項目として採用している割合が大きい。そのほか、資格や実績を評価項目として設定している割合が比較的大きい。



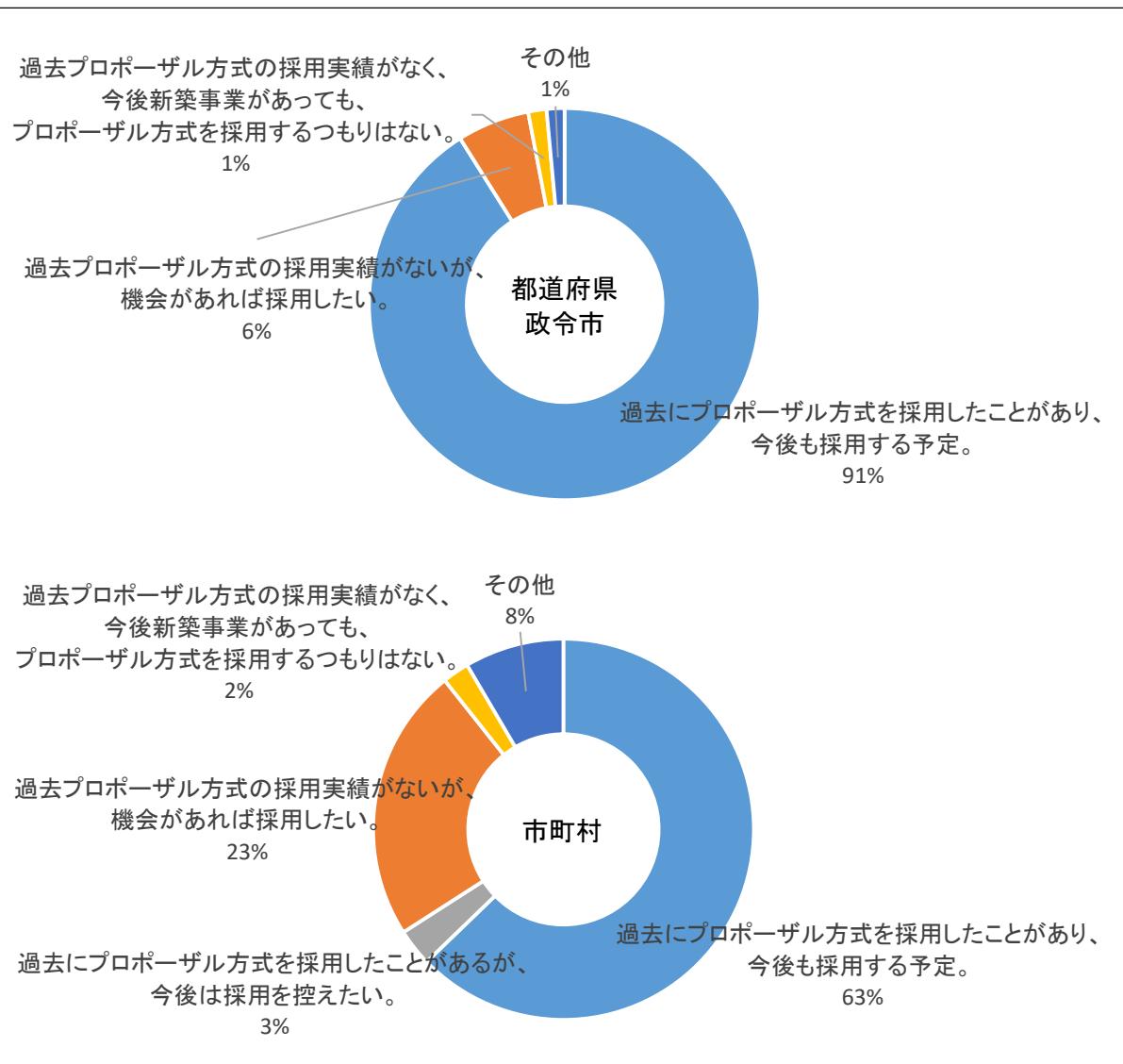
プロポーザル方式における評価項目（複数回答）

	評価項目	都道府県・政令市	市町村
建築士事務所の評価	1. 規模（売上高や技術者の数など）	10	61
	2. 実績（事務所の実績）	23	116
技術者の評価	3. 資格	37	91
	4. 経験年数	16	53
	5. 実績（技術者の実績）	39	120
	6. 成績	6	4
	7. 表彰実績	10	16
	8. CPD	23	2
	9. 理解度や取組意欲	33	109
	10. 業務の実施方針	36	121
	11. テーマに対する技術提案	39	145
	12. その他	24	82

有効回答数：都道府県・政令市(44)、市町村(160)

5. プロポーザル方式の採用についての今後の見通し

○「過去にプロポーザル方式を採用したことがあり、今後も採用する予定。」と回答した団体が、都道府県・政令市では9割以上、市町村では6割以上を占める。

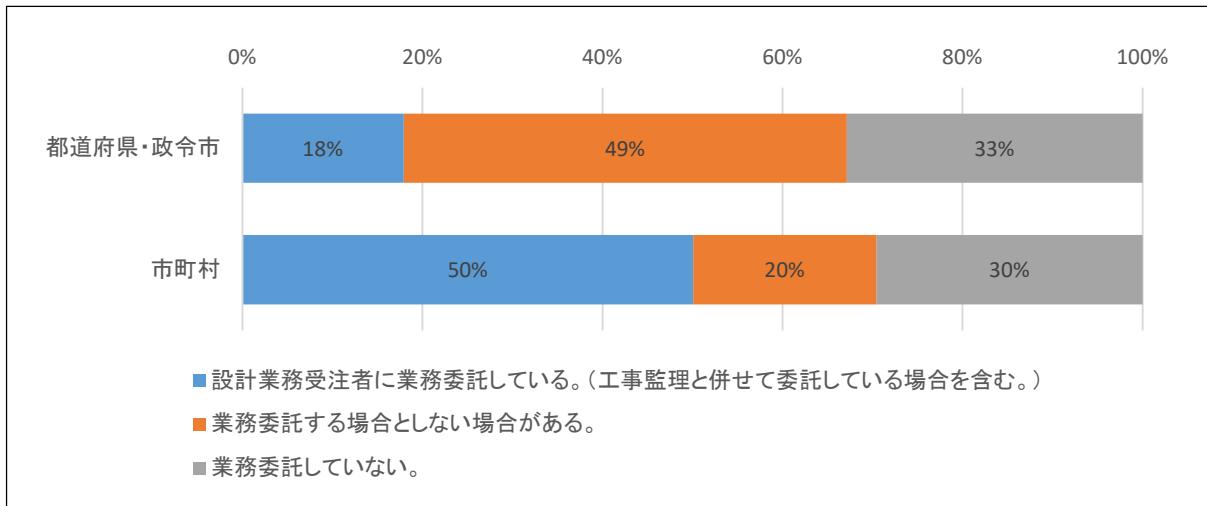


	都道府県・政令市	市町村
過去にプロポーザル方式を採用したことがあり、今後も採用する予定。	61	357
過去にプロポーザル方式を採用したことがあるが、今後は採用を控えたい。	0	18
過去プロポーザル方式の採用実績がないが、機会があれば採用したい。	4	133
過去プロポーザル方式の採用実績がなく、今後新築事業があっても、プロポーザル方式を採用するつもりはない。	1	13
その他	1	48

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(569)

6. 設計意図伝達業務の委託状況

○新築工事において標準的に設計意図伝達業務を委託する団体は、都道府県・政令市で18%、市町村で50%。



新築工事における設計意図伝達業務の委託状況

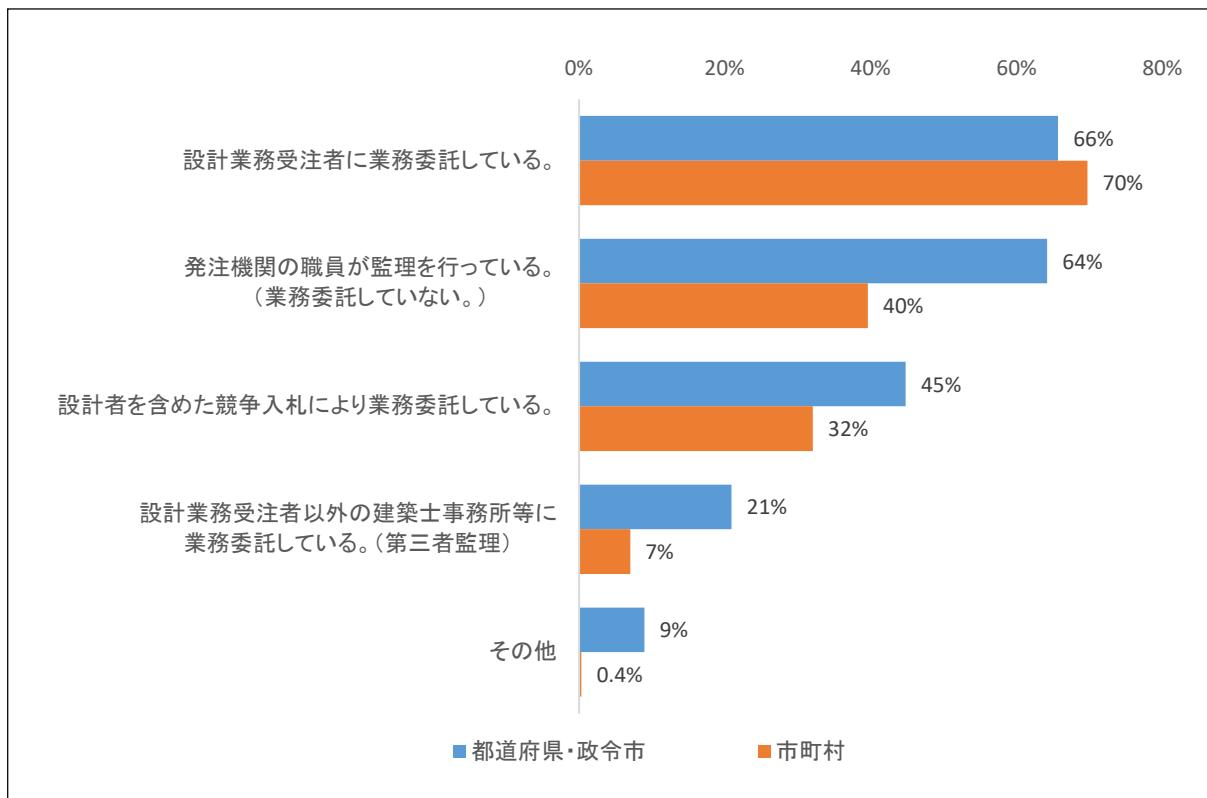
※「設計意図伝達業務」とは、工事の施工段階で設計者が設計意図を施工者に伝達する業務をいう。

	都道府県 ・政令市	市町村
設計業務受注者に業務委託している。 (工事監理と併せて委託している場合を含む。)	12	290
業務委託する場合としない場合がある。	33	118
業務委託していない。	22	171

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(579)

7. 工事監理業務の委託状況

○新築工事において工事監理業務を設計業務受注者に業務委託している団体は、都道府県・政令市で66%、市町村で70%。



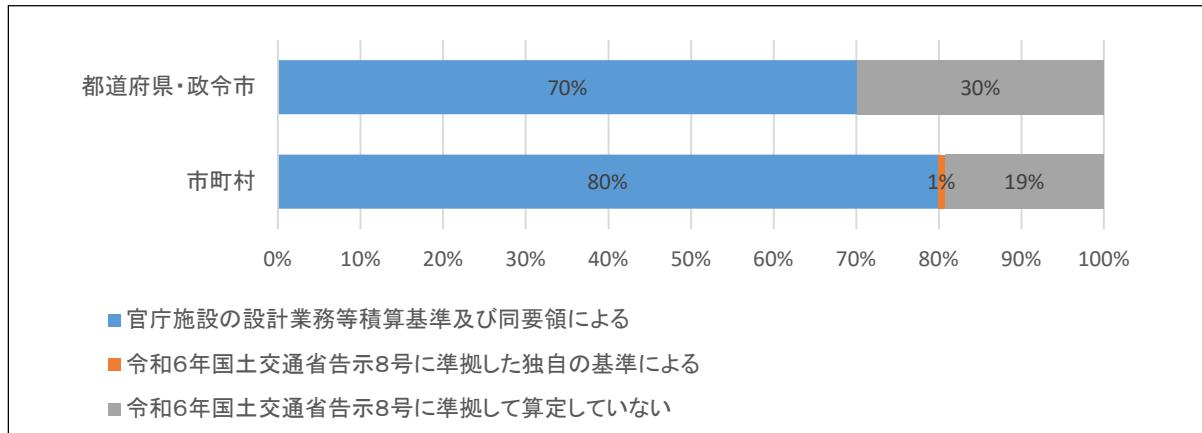
新築工事における工事監理業務の委託状況(複数回答)

	都道府県 ・政令市	市町村
設計業務受注者に業務委託している。	44	398
発注機関の職員が監理を行っている。(業務委託していない。)	43	226
設計者を含めた競争入札により業務委託している。	30	183
設計業務受注者以外の建築士事務所等に業務委託している。(第三者監理)	14	40
その他	6	2

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(571)

8. 新築設計業務における委託料の算定方法

- 都道府県・政令市及び市町村ともに、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を用いている団体が7割以上。
- 「令和6年国土交通省告示8号に準拠して算定していない」理由を独自の基準や見積もり以外の「その他」と回答した団体のうち、都道府県・政令市では20団体すべてが、市町村では54団体が、改正前の告示に準拠。これらを加えると「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」または告示に準拠している団体の割合は都道府県・政令市で100%、市町村で約91%。

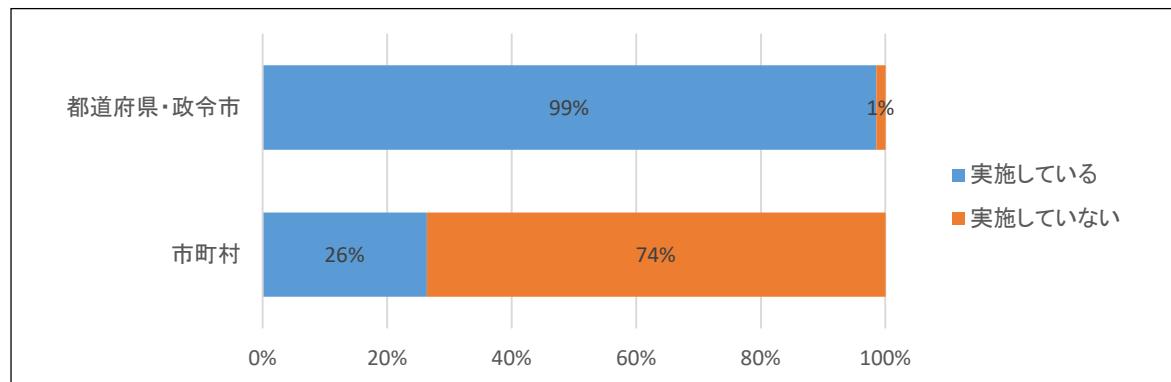


	都道府県・政令市	市町村
官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領による	47	437
令和6年国土交通省告示8号に準拠した独自の基準による	0	5
令和6年国土交通省告示8号に準拠して算定していない	20	105
- 独自の基準による。	0	3
- 告示や基準によらず、見積もりによる。	0	30
- その他	20	72

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(547)

9. 建築設計委託業務等の成績評定の実施状況

○建築設計委託業務等の成績評定を実施している団体の割合は、都道府県・政令市が99%、市町村が26%。



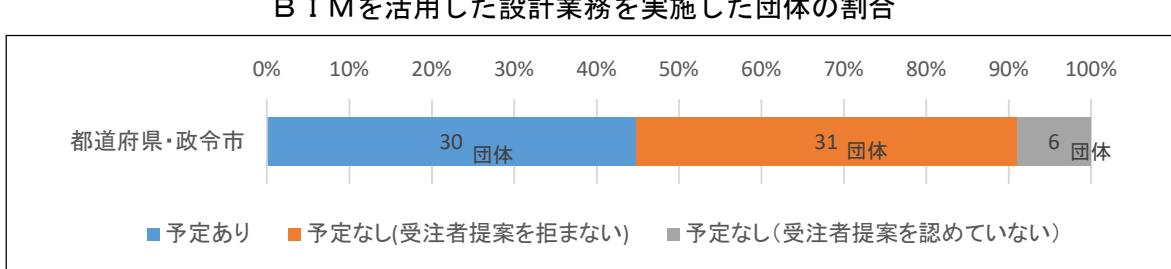
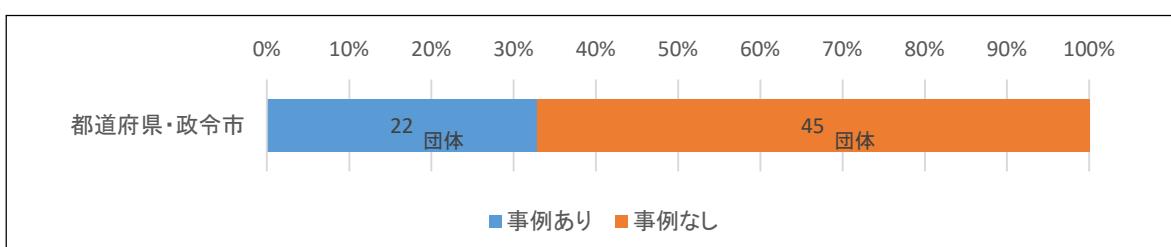
10. BIMを活用した設計業務の実施状況

(都道府県・政令市ののみ)

○令和3～5年度の3年間に発注した設計業務のうち、BIMを活用した団体は都道府県・政令市で22団体。

○今後BIMの活用を予定している都道府県・政令市は30団体。

※BIM：ビルディング・インフォメーション・モデリング（コンピュータで3Dの建物情報モデルを構築すること）



都道府県・政令市	
事例あり	22
事例なし	45

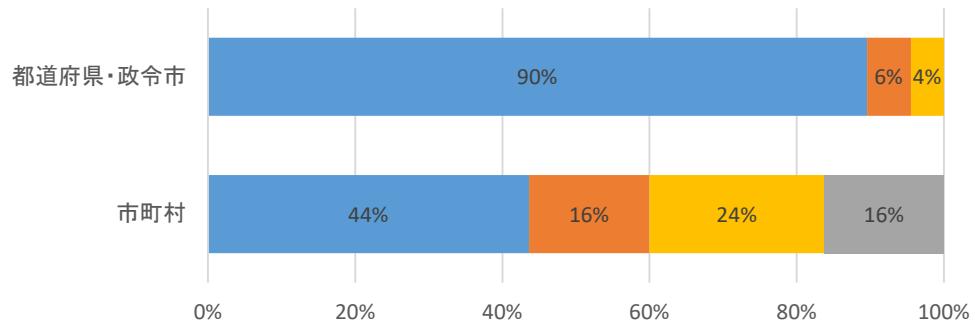
有効回答数：都道府県・政令市(67)

都道府県・政令市	
予定あり	30
予定なし(受注者提案を拒まない)	31
予定なし(受注者提案を認めていない)	6

有効回答数：都道府県・政令市(67)

11. 関係者間調整の円滑化

○都道府県・政令市の約9割、市町村の約4割で「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」（営繕事業円滑化通知、令和5年3月公表）に示された取組を実践している。



- 営繕事業円滑化通知に示された取組を実践している(将来の予定も含む)
- 営繕事業円滑化通知の存在・内容について、概ね知っているが、取組を実践していない
- 営繕事業円滑化通知の存在は知っているが、内容についてはあまり知らない
- 営繕事業円滑化通知の存在を知らない

	都道府県・政令市	市町村
営繕事業円滑化通知に示された取組を実践している(将来の予定も含む)	60	253
営繕事業円滑化通知の存在・内容について、概ね知っているが、取組を実践していない	4	95
営繕事業円滑化通知の存在は知っているが、内容についてはあまり知らない	3	138
営繕事業円滑化通知の存在を知らない	0	94

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(580)